

やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度に係る
再エネ電力提供事業者 募集要項

1 目的

太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーによって発電された電力（以下、「再エネ電力」という。）の県内における利用拡大を図るため、小売電気事業者が提供する再エネ電力プランを広く周知し、県内事業所による再エネ電力の利用拡大を図ることを目的としています。

なお、本制度は、参加する小売電気事業者に対して、一定の評価を与え、保証又は推奨することを目的とするものではありません。

2 用語の定義

この要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に規定するとおりとします。

(1) 小売電気事業者

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者

(2) 県内事業所

県内に事業場その他工場を有する事業者及び団体

(3) 再エネ電力

小売電気事業者が、主として再生可能エネルギー発電所に由来する環境価値を活用して販売する電気で、再生可能エネルギーが 1 年間の総電力供給量の 30%以上含まれる電気（FIT 電気の場合は、再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギーとなる電気）

3 参加要件

参加要件は、以下のとおりとします。

(1) 小売電気事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと

イ 山口県業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと

ウ その他重大な法令違反がないこと

(2) 山口県内を供給区域とし、県内事業所に再エネ電力を供給できること

4 参加方法

参加を希望する小売電気事業者は、次に掲げる書類を山口県環境生活部環境政策課（以下、「環境政策課」という。）に提出してください。

(1) 「再エネ電力提供事業者参加申請書」（別紙 1）

(2) 登録する再エネ電力プランの 1 年間の総電力供給量の 30%以上が再生可能エネルギーであることが分かる書類

(3) 山口県内で発電された再エネ電力が含まれる場合は、その内容が分かる書類

(4) 小売電気事業者として国から登録を受けたことが分かる書類

5 参加の決定

- (1) 環境政策課は、書類が提出されたときは、申請内容を審査し、参加を決定した場合は、参加を決定した小売電気事業者（以下、「参加事業者」という。）に対し、その旨を「再エネ電力提供事業者参加決定通知書」（別紙2）により通知します。
- (2) 環境政策課は、審査の結果、参加を認めないことを決定したときは、当該小売電気事業者に対し、その理由を付して「再エネ電力提供事業者不参加決定通知書」（別紙2）通知します。

6 周知

県は、参加事業者が提供する再エネ電力プラン等の情報を県ホームページ等に掲載し、広く周知します。

7 公表内容の変更

- (1) 参加事業者は、申請内容に変更が生じたときは、「再エネ電力提供事業者参加申請内容変更届」（別紙3）により、速やかに環境政策課に届け出てください。
- (2) 県は、変更届が提出されたときは、県ホームページ等で公表している情報を更新します。

8 参加の停止

- (1) 環境政策課は、参加事業者が3. 参加要件を満たさないことが確認されたときは、参加を停止することができます。
- (2) 当該参加事業者が、参加要件を満たした場合は、改めて本制度に参加することができます。

9 参加の取り消し

- (1) 環境政策課は、参加事業者が以下に示すいずれかに該当するときは、参加を取り消すことができます。
 - ア 参加事業者から参加の辞退について申し出があったとき
 - イ 申請内容に虚偽があったとき
- (2) 環境政策課は、参加を取り消したときは、当該参加事業者に対し、「再エネ電力提供事業者参加取消通知書」（別紙4）により、その理由を付して通知します。

10 申請書類等の提出先

- (1) 申請は、申請書類1部を下記申請先に郵送またはメールにてご提出下さい。

【申請先】

山口県環境生活部環境政策課

〒 753-8501

山口市滝町1-1

電話：083-933-2690

e-mail：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

- (2) 提出期間（第1次募集）

令和4年5月13日（金） 第1次募集締切後も、随時受け付けています。

- (3) 注意事項

ア 提出書類の返却は致しません。

イ FAXによる申請書類の提出はご遠慮願います。